

令和8年1月20日
(危機管理課扱い)

九州防衛局長 伊藤 和己 殿

鹿児島県知事 塩田 康一



鹿児島県内において実施される令和7年度第3海兵機動展開部隊との
共同訓練について（要請）

当県の危機管理・防災行政については、日頃から御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

オスプレイについては、令和5年11月に墜落事故が発生し、令和6年11月に奄美空港で予防着陸が相次ぐなど、県民の間には不安の声があるものと考えています。

訓練については、国の責任において実施されるものであり、住民の安心・安全の確保等に万全の対策を講じていただきますようお願いいたします。

記

- 1 訓練の詳細については、適宜、情報提供を行うとともに、事前の情報と異なる状況が生じた場合は、その都度報告すること。
- 2 訓練の実施に当たっては、地元の意向を尊重するとともに、住家等の上空を極力避けて飛行するなど、住民の安心・安全の確保に万全を期すること。
- 3 オスプレイについては、令和5年11月の墜落事故等を受け、県民の間には不安の声があることから、徹底した安全対策と、より丁寧な情報提供を行うこと。
- 4 小型無人偵察機（スキャンイーグル）の使用に当たっては、安全の確保に万全を期すること。
- 5 米軍関係者等の活動については、事件・事故、トラブルの発生防止に万全を期すとともに、万一、事件・事故等が発生した場合には速やかに報告を行うよう、米軍に働きかけること。
- 6 訓練の実施に当たっては、世界自然遺産地域や国立公園をはじめ、地域の希少な野生動植物の生息・繁殖等に影響が出ないように環境保全等に万全を期すること。
- 7 訓練の実施に当たっては、天然記念物オカヤドカリ等について、訓練前の生息状況確認、訓練参加者への注意喚起及び訓練中の監視を行うなど、文化財保全等に万全を期すること。
- 8 国においては、事件・事故等が発生しないよう万全を期すとともに、万一、事件・事故等が発生した場合は、国の責任において、迅速かつ適切に対処するとともに、速やかな情報提供を行うこと。